

大情審答申第 367 号
平成 26 年 5 月 23 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（く）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「公開条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 補正依頼

実施機関は、本件各請求について「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容から、公開請求に係る公文書を特定することができないことを理由に、異議申立人に対して、別表の（か）欄に記載のとおり補正依頼を行った。

3 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、異議申立人からの補正依頼に対する回答等からは公開請求に係る公文書を特定することができなかったことから、却下する理由を別表の（け）欄のとおり付して、別表の項番 1 については公開条例第 10 条第 2 項及び大阪市行政手続条例（平成 7 年大阪市条例第 10 号）第 7 条に基づき、別表の項番 2 から 4 については公開条例第 10 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

4 異議申立て

異議申立人は、別表の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 審査会の判断

1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各決定の妥当性である。

3 本件各決定の妥当性について

(1) 公開条例第6条第1項では、「前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出する方法…により行わなければならない。」と定め、「次に掲げる事項」として同項第2号で「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定しており、同条第2項では、「実施機関は、公開請求書…に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの…に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

さらに、公開条例第10条第2項では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき…は、公開をしない旨の決定をし…なければならない。」と規定しており、この「公開をしない旨の決定」には、対象文書を特定していない、不適法な公開請求に対する却下決定も含まれると解される。

(2) ここで、当審査会において別表の（え）欄に記載の本件各請求の内容及び別表の（き）欄に記載の補正依頼に対する回答内容を見分したところ、いずれも公開条例第6条第1項第2号が規定する「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」であるとは到底認められないものであった。

したがって、本件各請求は不適法なものであると認められる。

4 答申に至る手続について

本件各決定の妥当性について、当審査会は、上記3のとおり、別表の（え）欄に記載の本件各請求の内容及び別表の（き）欄に記載の補正依頼に対する回答内容が、公開条例第6条第1項第2号に規定する「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」に当たるか否かのみにより判断するものであって、その他の異議申立人の意見が当審査会の判断を左右するものではないことから、公開条例第24条第1項ただし書の規定により意見陳述を実施せず、答申に至った。

5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子